

平成24年度
横浜市環境衛生業務実施結果

横浜市保健所

環境衛生業務実施結果目次

項目		ページ
I はじめに	1
II 実施期間	1
III 実施結果	1
1 重点取組事項	1
2 監視指導業務	6
3 普及啓発・相談対応	8
4 調査事業	9
5 自主衛生管理の推進	9
IV データ集	10
V 今後の取組みについて	11

平成 24 年度 横浜市環境衛生業務実施結果

I はじめに

横浜市では、安全で快適な市民生活を確保するため、年度ごとに「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定しています。

平成 24 年度は、レジオネラ症防止対策や飲用水の衛生対策を中心に、健康被害を未然に防ぐ取り組みを行いました。

また、動物愛護の推進については、人と動物が共に快適に暮らせる環境づくりを目指し、市民の皆様向けの教室や動物愛護フェスタ、不妊去勢手術推進事業などを実施しました。

また、日常生活に密接している理容所や美容所、クリーニング所や公衆浴場等についても、良好な衛生状態を保つよう、定期的に立入指導を行いました。

平成 24 年度の業務実施計画に基づき、取り組んだ内容についてお知らせします。

II 実施期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

III 実施結果

業務実施計画に基づく実施結果は次のとおりです。

1 重点取組事項

(1) レジオネラ症防止対策

【計画の概要】

- 1 公衆浴場やスポーツ施設、宿泊施設の浴室における感染症予防対策
 - (1) 公衆浴場に設置される調整箱のレジオネラ属菌汚染状況調査
 - (2) 結果に基づく指導
 - (3) 自主管理手引書の作成支援
- 2 レジオネラ症患者発生届出に基づく施設等環境調査

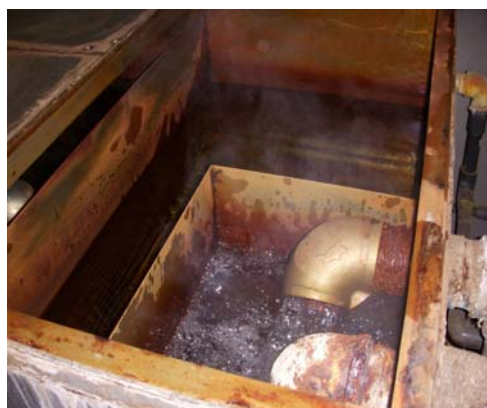
1 公衆浴場やスポーツ施設、宿泊施設の浴室における感染症予防対策

(1) 公衆浴場に設置される調整箱のレジオネラ属菌汚染状況調査

いわゆる銭湯（一般公衆浴場）では、シャワーやカランに供給する湯の温度を調整するために「調整箱」が設置されていますが、その管理の状況とレジオネラ属菌の汚染状況について調査しました。

調査した 19 施設のうち 5 施設から培養法でレジオネラ属菌が検出されました。レジオネラ属菌が検出された施設については、徹底した清掃・消毒を行い、再検査によりレジオネラ属菌が検出されないことを確認し、今後の適切な管理について指導しました。

また、調整箱の定期的な清掃が実施されて



調整箱（内部）

いなかった施設についても、適切な管理について指導しました。

(2) 自主管理手引書の作成支援

関係条例では営業者自らが施設の維持管理手順を定めた自主管理手引書を作成し、適切に管理を実施することが定められています。適切な自主管理手引書が作成されることを支援するため、講習会の開催や、各区福祉保健センターでの相談対応を行いました。



ア 講習会実施結果

	4/25	4/27	合計
参加人数	125	67	192
参加施設数	—	—	145

イ 自主管理手引書作成支援結果

	公衆浴場	旅館	合計
作成済施設数	185	16	201

(3) 公共施設におけるレジオネラ症防止対策

本市が所管する複数の公共施設の給湯設備などからレジオネラ属菌が検出された事例が発生したため、「レジオネラ症を防止するための技術的管理指針」の周知啓発及び指針に基づく管理について指導を実施しました。

ア レジオネラ症防止対策講習会及び説明会実施結果

	7/10	7/17	7/30	3/11	3/15	合計
参加人数	118	72	134	98	72	494

イ 立入調査実施数

	施設数	延施設数
立入調査件数	349	405

ウ 立入調査実施結果

	調査設備数	水質検査実施設備数	指針値以上 検出設備数	発見された 主な問題点
浴場設備	56	30	0	レジオネラ属菌水質検査未実施、集毛器清掃頻度不適合等
給湯設備	103	52	0	レジオネラ属菌水質検査未実施、貯湯槽温度不適合等
水景設備	3	2	0	レジオネラ属菌水質検査未実施、記録の不備等
冷却塔	195	176	29	レジオネラ属菌水質検査未実施、検査回数不適合、化学的洗浄の未実施等
加湿装置	227	1	0	記録の不備等

2 レジオネラ症患者発生届出に基づく施設等環境調査

平成24年度は医療機関から24件のレジオネラ症患者発生届出がありました。患

者の自宅や、利用施設の 25 施設について環境調査を実施したところ、患者自宅の風呂 2 施設、利用入浴施設 2 施設の計 4 施設からレジオネラ属菌が培養法で検出されましたが、原因施設とは特定されませんでした。検出された施設については、清掃・消毒等の対策の実施と維持管理の改善を指導し、対策実施後に再検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認しました。

(2) 飲料水の衛生対策

【計画の概要】

- 1 小規模受水槽水道等に関する条例の改正について周知啓発を徹底
 - (1) 小規模受水槽水道等の設置者に対する管理状況検査受検指導
 - (2) 小規模受水槽水道の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導
- 2 飲料水健康危機管理対応調査

1 小規模受水槽水道等に関する改正条例についての周知啓発結果

受水槽設置者に対して改正された条例について周知啓発を行い、管理状況検査を受検していない施設への受検指導を行いました。また、地下式受水槽を除く有効容量が 8m³ 以下の小規模受水槽施設に対しては自己点検結果の実施及び報告を求めました。

(1) 小規模受水槽水道等に設置者に対する管理状況検査受検指導

平成 23 年度に管理状況検査を受検しなかった施設に対して、継続的に受検指導を行いました。また、既に廃止している施設に対しては、廃止届出の指導を行いました。

		H23 年度 未受検施設 (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A)-(B)-(C)	受検率(%) (B/A-C)
小規模 受水槽 水道	8m ³ 超	195	89	24	82	52.0
	8m ³ 以下 (地下式)	181	55	17	109	33.5
簡易給水水道		2	0	0	2	0

(2) 小規模受水槽水道（地下式を除く 8m³ 以下）の自己点検結果報告状況

対象施設数※	報告施設数
6715	980

※平成 25 年 4 月 1 日現在



(3) 簡易専用水道、小規模受水槽水道及び簡易給水水道の管理状況検査の受検施設数及び受検率

		対象 施設数※	受検 施設数	受検率 (%)
簡易専用水道		8,153	6,940	85.1
小規模 受水槽 水道	8m ³ 超	1,202	1,003	83.5
	8m ³ 以下 (地下式)	544	332	61.0
簡易給水水道		14	12	85.7

※平成 25 年 4 月 1 日現在

2 飲料水健康危機管理対応調査

各区生活衛生課において、健康被害が疑われる水質異常の相談に対して、必要に応じて現場での調査及び設置者への指導を行いました。

相談件数	現場調査件数	指導件数
2	2	1

(3) 動物愛護の推進

1 動物の愛護等に関する意識の醸成

(1) 動物の愛護・適正飼育普及啓発事業

市民向け教室

事業名	回数	人数
愛犬の正しいしつけ相談室	10	71
飼育体験教室	8	47
お手入れ教室	3	15
お散歩マナー教室	16	652
わんにゃん教室	20	1,247

動物愛護行事

事業名	回数	人数
動物ふれあいフェスティバル	1	340
高齢動物セミナー	2	79
譲渡動物同窓会	2	45
動物愛護フェスタ	2	2,255
動物ふれあいスクール	2	85

2 共生にむけた総合的・体系的対策の取組

(1) 収容動物の譲渡事業

譲渡前講習会

	回数	組数	人数
犬	12	99	138
猫	12	72	109
計	24	171	247

譲渡実績

	譲渡数	譲渡内訳		
		個人	団体	獣医師会
犬	117	53	63	1
猫	536	47	329	160
その他	9	1	4	4

(2) 不妊去勢手術推進事業（繁殖制限措置の実施の推進）

飼育される見込みのない子猫を増やさないため、獣医師会と共同で猫の不妊去勢手術費用の一部助成を行いました。飼い猫、所有者不明猫合計 4,546 頭の手術費用助成を行いました。

	飼い猫		所有者不明猫		計
	オス	メス	オス	メス	
申請数	817	721	4,341		5,879
実施数	650	578	1,398	1,920	4,546



(3) 犬・猫のマイクロチップ装着推進事業（所有明示措置の推進）

飼い犬、飼い猫に対し、マイクロチップ装着・登録費用の一部助成を行いました。

犬	猫	合計
446	360	806

(4) 動物取扱責任者研修会（動物取扱業の適正化）

動物取扱責任者研修会を通じて、法令順守、動物の適正な飼養管理、業務に必要な知識及び技術等に対する啓発指導を行いました。

回数	人数
5	1,006

3 関係者間の共同関係の構築及び基盤整備

(1) 災害時のペット対策事業

飼い主が日頃からできる災害時のペット対策について、ハウストレーニングなどの実習を交えた講習会を実施しました。また、地域防災拠点の防災訓練に参加し、災害時のペット同行避難等について啓発を行いました。

事業名	回数	人数
災害時のペット対策講習	4	265
地域防災拠点防災訓練	4	991

(2) 人と動物との共生推進よこはま協議会

協議会の開催により、関係者間の協働関係の構築を図りました。

第1回：平成24年7月24日開催

第2回：平成25年3月26日開催

(4) 墓地・納骨堂の許可と適正運営に向けた指導

墓地等の設置にあたっては、計画地の周辺住民から反対を受けることが多く、また、宗教法人などから寄せられる墓地計画相談の中には、安定的な墓地経営の実施に疑念がある計画も少なくありません。

こうした墓地建設に関する紛争や様々な墓地経営の問題に対応するために、横浜市では「墓地等の経営の許可等に関する条例」により、「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置しています。

審査会は専門の有識者で構成される横浜市の附属機関で、宗教法人などが墓地等の設置を計画する際に、当該墓地計画が安定かつ永続的に経営されるかどうかを判断するため、資金計画や法人の財務状況を審査しています。

平成24年度は、財務状況審査会を1回開催しました。墓地の経営許可にあたっては、良質で安定経営を行うことのできる墓地を市民に供給できるよう相談者を指導するとともに、住民・事業者間の紛争調整を担う健康福祉局相談調整課と連携して両者の合意形成に努めました。

審査会 開催回数

平成23年度	3回
平成24年度	1回

2 監視指導業務

(1) 営業関係施設

業種	対象施設数	監視等延べ実施数
旅館業施設	379	274
興行場	84	75
公衆浴場	353	415
理容所	1889	914
美容所	3932	1664
クリーニング所等	2205	1424
化製場・死亡獣畜取扱場	2	0
家畜及び家禽舎	197	80
産あい物処理業	1	2
温泉利用許可施設等	61	72
プール・海水浴場	181	163
合計	9284	5083



公衆浴場



興行場



海水浴場

(2) 特定建築物

対象施設数	監視等延べ実施数
1,404	413

413 施設に監視指導を行いました。不適の指摘が多かった項目は空気環境測定の実施結果、空気調和設備内排水受の定期的な点検及び必要に応じた清掃の実施、加湿装置の計画に基づく点検・整備結果の記録及び保管でした。不適項目については、改善指導を実施しました。



特定建築物*という名称は聞きなれないと思いますが、市民の皆様が日常生活で利用する、百貨店・ショッピングモール・図書館・博物館・美術館等の大規模施設が該当します。

※特定建築物・・・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」において、多数の者が使用し、又は利用する建築物で、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が相当程度の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、法規制の対象となっています。

相当程度の規模とは、学校教育法で定められた学校では 8,000m² 以上、それ以外の建物では 3,000m² 以上をいいます。

(3) 建築物登録業

対象施設数	監視等延べ実施数
466	195

195 施設に監視指導を行いました。不適の指摘が多かった項目は、変更事項について変更届が出されているか、機器類の台帳が整備されているか、研修が適正に行われているかでした。不適項目については、改善指導を実施しました。

建築物登録業とは

オフィスビル等の大規模な建築物は、維持管理業務を別事業者へ委託して行っていることが多くあります。

委託を受けて維持管理を行う事業者の技術水準を一定以上に保つために登録制度（建築物登録業）が設けられています。

従事者の資格や使用機器等、法律で定める一定の要件を満たしている場合、横浜市長の登録を受けることができます。事業内容により 8 業種に区分されています。

詳しくは横浜市ホームページをご覧ください。



建築物衛生法に関する情報（横浜市HP）リンク

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/seikatsu/birueisei.html>

(4) 水道施設

	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽水道	簡易給水水道	合計
監視数	114	337	174	14	639
施設数※	153	8,153	8,461	14	16,781

※平成 25 年 4 月 1 日現在



3 普及啓発・相談対応

(1) 暮らしの衛生

近年、新築・改築後に居住者に様々な体調不良が生じていることが指摘されています。

症状が多様で、様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

各区の福祉保健センターではシックハウス問題をはじめ、ダニやカビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談にお答えしております。

また、シックハウス症候群の原因物質の一つであるホルムアルデヒドについて、簡易測定用吸引ポンプの貸出しを行っています。測定結果に基づき、快適な住まい方の助言を行いました。

その他、両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました。平成24年度は91回実施し、受講者は1,862名でした。



相談内容	相談件数 (H24年度)
ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物	66
ダニ・ダニアレルゲン	17
結露・カビ	10
その他暮らしの衛生相談	39
暮らしの衛生相談 合計	132



シックハウス症候群とは(厚生労働省ホームページより抜粋)

近年、住宅の高気密化などが進むに従って、建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染等と、それによる健康影響が指摘され、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

その症状は、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によってさまざまです。

(2) 昆虫相談

各区の福祉保健センターには、衛生害虫やねずみの駆除に関する事など、身の回りの生活環境に関する相談も数多く寄せられました。

衛生害虫に関するご相談の中でも、一番多く寄せられるのはハチの巣駆除に関する事で、平成24年度は7,300件のご相談が寄せられました。

各区の福祉保健センターでは巣の駆除を行っていませんが、自主駆除を御希望される場合の防護服、駆除器材の貸出や適切や駆除方法の助言を行いました。

この他、ねずみ、シロアリ等の駆除についても相談を受けており、ねずみや衛生害虫等の相談件数は10,767件でした。



相談内容	相談件数 (H24年度)
スズメバチ	1,658
アシナガバチ	5,022
ミツバチ	92
その他ハチ	528
ねずみ	980
シロアリ	121
衛生害虫・ねずみ合計	10,767

(3) 営業関係

今まで、神奈川県条例で定められていた理容所・美容所・クリーニング所・興行場・公衆浴場・旅館の衛生措置等についての基準が、平成25年4月1日から横浜市の条例で新たに施行されることから、これらの基準について施設への立入検査の機会や営業者向けの衛生講習会講習会等を通じて営業者に情報提供を行い、営業者が遵守すべき事項を周知しました。

4 調査事業

(1) 専用水道水質実態調査

地下水を利用している専用水道について、原水の水質特性と浄水処理方式との関連性を調べるため、水質実態調査を実施しました。平成24年度は8施設専用水道についての調査を実施しました。

(2) 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉及び温泉利用施設について、実態を把握するための調査を平成24年9月から平成25年3月にかけて行いました。

(3) ドライクリーニング溶剤調査

厚生労働省からの依頼に基づき市内におけるドライクリーニング溶剤を用いて洗濯を行うクリーニング施設について、使用している溶剤等の実態を把握する調査を行い、平成24年度は611施設を調査しました。

(4) 新規特定建築物に対する空気環境測定

使用開始してから期間が経過していない特定建築物について、維持管理上の問題点の発見と解決及び特定建築物事前指導結果の検証を目的に、24施設について立入調査し、空気環境測定等を実施しました。温度や相対湿度が建築物環境衛生管理基準を満たさない等、問題点が発見された施設に対しては適切に管理を実施するよう指導しました。

5 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった40施設を表彰しました。



IV データ集

1 施設の推移

(各年度末現在)

	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ー ル 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 ・ 死 亡 獣 畜 取 扱 場	家 畜 及 び 家 禽 舎	産 あ い 物 処 理 場
平成 20 年度	392	75	382	1,955	3,696	2,539	2,842	200	62	2	187	1
平成 21 年度	393	77	382	1,941	3,752	2,502	2,852	191	66	2	188	1
平成 22 年度	380	82	376	1,931	3,821	2,470	2,854	184	64	2	200	1
平成 23 年度	381	83	363	1,921	3,855	2,361	2,910	178	60	2	198	1
平成 24 年度	379	84	353	1,889	3,932	2,205	2,796	181	61	2	197	1

	特 定 建 築 物	建 築 物 登 録 業	専 用 水 道	簡 易 専 用 水 道	8 m ³ 超 小 規 模 受 水 槽 水 道	8 m ³ 以 下 小 規 模 受 水 槽 水 道	簡 易 給 水 水 道	動 物 取 扱 業
平成 20 年度	1,313	476	157	9,054	1,343	8,892	14	995
平成 21 年度	1,340	478	157	8,893	1,472	8,633	15	1,034
平成 22 年度	1,361	480	156	8,656	1,371	7,708	14	1,108
平成 23 年度	1,387	482	156	8,408	1,262	7,431	14	1,117
平成 24 年度	1,404	466	153	8,153	1,202	7,259	14	1,043

2 監視件数実績

(平成 24 年度実績)

旅館業	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	クリーニング所 (施設内訳)			水浴場	温泉	産あい物処理業 ・ 化製場等
						一般	取次	無店舗			
274	75	415	914	1664	1424	708	716	0	163	72	82

特定建築物	建築物登録業	水道			
		専用水道	簡易給水道	小規模受水槽水道	簡易専用水道
413	195	114	14	184	337

V 今後の取組みについて

レジオネラ症は、高齢者など抵抗力の弱い方が感染しやすく、横浜市内でも毎年 20～30 人の感染者が出ています。昨年に引き続いて、重点事業としての取り組みが必要です。

特に、多数の高齢者が利用する施設や浴場に対しては、各区福祉保健センターが立入調査を行い、衛生管理に関する必要な指導を行います。

また、日常管理の手引きとなる「レジオネラ症防止指針」が平成 25 年 1 月に改正されましたので、施設管理者に周知するとともに、立入調査時には適正な維持管理について指導していきます。

飲用水の衛生対策について、横浜市では、地下式受水槽の壁に空いた穴から生活排水（汚水）が混入する水質事故が発生したことを受け、平成 22 年 12 月に条例を改正しました。これまで管理状況検査の義務付けがなかった、有効容量 8 m³以下の地下式受水槽にも検査を義務付け、水質事故の防止を図っています。

管理状況検査未受検施設に対して継続的に受検指導を行い、水質事故防止に努めていきます。

これからも市民の皆様の安全で快適な生活の確保に取り組んでいくため、平成 24 年度の監視指導結果や、近年の感染症等発生事例及び事故事例を検証しながら適切な業務の計画を立て、それに基づく効果的な監視指導を進めてまいります。